

別表第2（第12条関係）

概算払の方法	業務種別	概算払の基準	備考
部分概算	確保業務 整備業務 管理業務	1 業務着手時における一部概算払 当該業務に交付すべき補助金額の40%相当額以内を支払うことができる。 2 業務中間時における一部概算払（10月1日以降） 当該業務に交付すべき補助金額の60%相当額以内を支払うことができる。	